

福島市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例によるほか、次項に定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長並びに財産区をいう。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(費用負担)

第4条 法第87条第1項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 法第87条第1項の規定により電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録について実施機関が定める開示の方法に応じて、実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求の方法)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、

次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福島市行政不服審査に関する条例（平成28年条例第10号）第3条に規定する福島市行政不服審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(施行状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、法の施行状況を取りまとめ、公表するものとする。
(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(福島市個人情報保護条例の廃止)

第2条 福島市個人情報保護条例（平成13年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条第3項又は第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行う指定管理者の業務に従事していた者を含む。以下同じ。）

2 この条例の施行前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第21条又は第24条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及

び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において、旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第2条第4号に規定する公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に個人情報記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前において、その業務に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 前条第3項及び第4項に定めるもののほか、附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした同条例に規定する違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（福島市行政不服審査に関する条例の一部改正）

第5条 福島市行政不服審査に関する条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法、」の次に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、福島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び」を加え、「及び福島市個人情報保護条例（平成13年条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）」を削る。

第4条第1項第2号中「情報公開条例」の前に「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は」を加え、「又は個人情報保護条例第27条の2第1項」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 個人情報保護法施行条例第8条の規定による諮問に応じ調査審議すること。第11条第1項を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び情報公開条例第15条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、個人情報保護法第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは個人情報保護法第102条第1項に規定する利用停止決定等若しくは個人情報保護法第77条第1項に規定する開示請求、個人情

報保護法第91条第1項に規定する訂正請求若しくは個人情報保護法第99条第1項に規定する利用停止請求に係る不作為に係る個人情報が記録されている公文書又は情報公開条例第10条第3項に規定する開示の決定等若しくは情報公開条例第7条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る情報（以下「情報等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報等の開示を求めることはできない。

（福島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第6条 福島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条中「福島市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「き損」を「毀損」に改める。